

平成 25 年 2 月 19 日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町まちづくり推進会議
会 長 菊地 端夫

平成 2 4 年度報告書

平成 2 4 年度は、取組方針として①前期まちづくり推進会議からの提言に対する貴職の回答に関し、アンケートについては協働事業として実施し、その他については改善状況を注視していく、②新委員として同提言項目に対し意見・アイデアを提案していく、③第 3 期推進会議としても自治基本条例を推進するため課題や研究テーマを追求していくと定め、まちづくり推進会議を 3 回開催したほか自主的な幹事会を 4 回開催し、第 3 期まちづくり推進会議の発足の遅れを取り戻すよう努めてまいりました。年度末を迎え、次のとおり報告いたします。

1 総括

平成 2 4 年 8 月 9 日づけで貴職から上記提言に対し次の 4 項目の回答がありました。

(1) いろいろな団体がネットワークを深めて活動していける仕組みの構築を図ること。そのために、必要な情報収集として、協働の視点を特に明確にして、町民活動団体等に対して、自治基本条例（以下「条例」という。）の周知も含めてアンケートを作成して、その実態を把握すること。その際には、協働の仕組みを取り入れて、町民と行政が協力して案を作成すること。

<町の回答>

どのような団体が活動しているか把握する必要があると認識しておりますので、生涯学習団体やボランティア団体、公共的な団体など、アンケートをどのような団体に行っていくか考えてまいります。また、平成 2 2 年度のまちづくり推進会議で議論されたアンケートを元に、委員の皆様と今年度中に内容を精査し、来年度にアンケートを実施していきたいと思っております。

(2) 町の新しい制度などの情報を、町民にわかりやすく周知するための方法と体制整備を図ること。そのための情報交換の場を設けること。

<町の回答>

町の新しい制度などの情報を町民にわかりやすく周知（情報発信）するだけでなく、住民説明会を行うなど、町民と職員が顔を見ながら情報交換ができる場を作るよう職員に徹底してまいります。

- (3) 条例第24条に規定する住民投票条例の策定について、早急に着手すること。
なお、芳谷私案を添付するので検討の際の参考とされたい。

<町の回答>

自治基本条例第24条に住民投票条例の策定について規定しており、策定しなければならないことは認識しております。しかしながら、町民や職員に自治基本条例を浸透させていくことが最重要課題だと考えておりますので、当面はまちづくりにおける町民の責務についてなど、その意識の高揚に努めてまいります。

- (4) 条例の町民への周知について工夫するとともに、職員への意識付けを徹底すること。

<町の回答>

広報やホームページなど、町民にわかりやすい形で自治基本条例の周知を行っていくとともに、今後も職員への意識付けを徹底してまいります。

このうち(1)については、当推進会議としても町との協働事業として取り組んだところですが、このたび「寒川のまちづくりに向けたアンケート案」の成案を見て、来年度アンケートを実施できる段階になっています。

しかしながら、残る項目については「町として一部取り組みも行われていますが残念ながら十分ではない」と言わざるをえません。

この状況は、前期まちづくり推進会議においても指摘があったところでもあり、当推進会議としては、庁内に自治基本条例を寒川町はなぜ必要として制定したのかの理解やその意図を実現するためにどう行動すべきなのかという理解が十分進んでいないのではないかとといった根本的な点での懸念を有しております。

このことは、来年度構築を予定されている「いろいろな団体がネットワークを深めて活動していける仕組み」において町及び職員の役割に鑑みますと仕組みが十分機能しない事態となりかねませんので、この点にもご留意いただき課題解消に向けた取組みを強化していただきますようお願いいたします。

2 上記4項目について

(1) 町民活動団体に対するアンケートについて

本件については、地域の課題解消に向けて協働する仕組みづくりと今後の自治基本条例の推進上で参考となる情報が収集できるよう町住民協働担当と連携協力して作業し、別紙1のとおり寒川のまちづくりに向けたアンケート案を作成しましたので来年度すみやかな実施をお願いします。またアンケートで目指す協働する仕組みを早期に、かつ実効あるものとして根付かせるため、当該仕組みを調査研究する自主的な研究部会(プロジェクトチーム)を適切な時期に庁内に設置していただき、当推進会議と連携した取り組みが可能となりますようお願いいたします。

(2) 行政情報をわかりやすく知らせるための方法と体制整備について

本件については、改善状況を注視してまいりましたが、依然として町からの情報は、月1回の広報紙だけという町民もあり、また町から町民に伝わっていきべき情報が伝わっていないという状況から、現在の情報提供に工夫することで町民にわかりやすく行政情報が伝わる方法及び体制整備について、今期委員から意見・アイデアを求めたところ、別紙2のとおり回覧板の活用策やどのような行政情報を提供していくか、またどのような事案に対して住民説明会を実施するか等を規程として定めることで体制整備を図るとする案などが出てきましたので、町において更に検討され、実現していただくようお願いいたします。

(3) 住民投票条例について

住民投票制度は、直接住民の意思を確認する重要な手段の1つで策定する必要があるという認識は共有するところであり、また条例制定時からの変遷も若干ありますので、来年度町職員と推進会議委員それぞれ数名で合同勉強会を開催し、研究を深めたいと考えております。

(4) 条例を町民に知ってもらう工夫と職員への意識づけの徹底について

町民に理解と参加を求めていくためには、広報やホームページといった既存媒体だけでなくいろいろな手法を開発し、実施していくべきと考え、今期委員から意見・アイデアを求めたところです。

また、すみよいまちづくりアンケートの自治基本条例の普及状況をみても協働をいきなり町民に求めるより、まずは町が先導的に努力していくことが肝要と思われれます。この役割を担う全職員の意識の向上についても、今期委員から意見・アイデアを求め、それぞれを別紙3にまとめましたので、これらを検討していただき、今後効果的に実行されるようお願いいたします。

3 第3期まちづくり推進会議の来年度の取組みについて

来年度の取組みの概要は、別添スケジュールのとおりですが、まちづくり推進会議が分掌する条例の推進及び町民の参画について、前期推進会議において意見があったもののそのまま課題として残されているものもあり、また今期委員からも同様の意見や新たな提案が別紙4のとおり提出されていますので、来年度当推進会議のもとに町職員等にも参加を求めて自主的な研究部会（プロジェクトチーム）を設置し、提出のあった意見に対する解決方策を研究・検討していきたいと考えております。

これら意見のなかには貴職からの回答をいただくことで検討が円滑に進むものもありますのですみやかな回答をお願いするとともに町職員の参加等についてご高配いただきたくよろしくお願いいたします。

以上

第3期 まちづくり推進会議の調査・協議事項と来年度スケジュール(案)

別添

調査・協議事項 ならぬ事項	抱えていいる検討課題	方向性・スタンス	平成24年度	平成25年度
町民活動団体(まちづくり活動団体)へのアンケート 主な意見 ・各団体の連携が低いと受けが低く、アプスする取組がままで行われていない ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である	第1回町民活動団体協議会(8月) 町の回答に対する基本的な考え方を協議 ・町の回答に対する基本的な考え方を協議 ・アンケートを実施するうえでの留意点を協議 ・アンケートの作成 ・アンケートの作成 ・アンケートの作成	実現に向けて実質的作業に入っていく	第2回推進会議(10月) 町民活動団体協議会(8月) 町の回答に対する基本的な考え方を協議 ・町の回答に対する基本的な考え方を協議 ・アンケートを実施するうえでの留意点を協議 ・アンケートの作成 ・アンケートの作成 ・アンケートの作成	第3回推進会議(2月) 町民活動団体協議会(8月) 町の回答に対する基本的な考え方を協議 ・町の回答に対する基本的な考え方を協議 ・アンケートを実施するうえでの留意点を協議 ・アンケートの作成 ・アンケートの作成 ・アンケートの作成
自治基本条例の推進(改廃)に関すること 主な意見 ・町が自治基本条例にあまり取り組んでいないのが実態 ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である	町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である	町の改善状況を注視していく 推進会議として協議を継続していく	第4回町民活動団体協議会(12月) 町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である	第5回町民活動団体協議会(2月) 町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である ・町民活動団体の活動がまちづくりの推進に必要不可欠である
条例の町民への周知と職員への意識づけ 主な意見 ・多くの町民に認知されていないのでどうすればいいのか ・条例の町民への周知と職員への意識づけ ・条例の町民への周知と職員への意識づけ	条例の町民への周知と職員への意識づけ ・条例の町民への周知と職員への意識づけ ・条例の町民への周知と職員への意識づけ	広報計画及び意識づけ計画を注視していく 推進会議として協議を継続していく	第6回町民活動団体協議会(12月) 条例の町民への周知と職員への意識づけ ・条例の町民への周知と職員への意識づけ ・条例の町民への周知と職員への意識づけ	第7回町民活動団体協議会(2月) 条例の町民への周知と職員への意識づけ ・条例の町民への周知と職員への意識づけ ・条例の町民への周知と職員への意識づけ
その他推進会議で取り組むべきテーマ 主な意見 ・町づくりを協議でやっていくような会を事務局として立ち上げるべき ・協議を推進できる具体的な取組を協議 ・具体的な取組を協議 ・具体的な取組を協議	その他推進会議で取り組むべきテーマ ・具体的な取組を協議 ・具体的な取組を協議 ・具体的な取組を協議	各委員からの意見出しを行う 提出された意見を協議する 協議を継続していく	第8回町民活動団体協議会(12月) その他推進会議で取り組むべきテーマ ・具体的な取組を協議 ・具体的な取組を協議 ・具体的な取組を協議	第9回町民活動団体協議会(2月) その他推進会議で取り組むべきテーマ ・具体的な取組を協議 ・具体的な取組を協議 ・具体的な取組を協議
町政への参加 主な意見 ・町政への参加 ・町政への参加 ・町政への参加	町政への参加 ・町政への参加 ・町政への参加	住民参加による自治の活性化に向けた検討を行う	第10回町民活動団体協議会(12月) 町政への参加 ・町政への参加 ・町政への参加	第11回町民活動団体協議会(2月) 町政への参加 ・町政への参加 ・町政への参加



アンケートのお願い

平成25年 月 日

町民活動団体代表者 様

寒川町長

木村俊雄

まちづくり推進会議会長

菊地端夫

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

寒川のまちづくりは町民が主体という考え方で平成19年に寒川町自治基本条例を定めて以来、まちづくりについては町民と町あるいは町民同士が連携、協力し合う協働のまちづくりの推進に努めてまいりました。

おかげさまで、町内でも協働のまちづくり活動が定着してきたものもありますが、これをもっと活発にして魅力的で住みよい寒川を全町民に感じていただくためには、町民の皆様の中なかでも日頃からまちづくり活動に取り組まれている団体の皆様のご理解、ご協力が不可欠なものと考えています。

いま、自治基本条例に基づき設置されたまちづくり推進会議では、この協働のまちづくりを進める上での課題を把握するとともに皆様のまちづくり活動をサポートできる方法や町民をはじめ各種団体の協働を可能とする仕組みづくりなどを検討しているところで、皆様のご意見をこれに活かしたくアンケートを実施させていただきました。

お忙しいところ大変恐縮ですが、平成25年 月 日()までに同封の封書にてご回答いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、アンケートは代表者の方が記入していただきますようお願いいたします。今後、お知恵を拝借させていただく場合もあろうかと思っております。その際はよろしくお願いいたします。

なお、アンケートの結果につきましては町のホームページなどで公表してまいります。

※町ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

お問い合わせ先

寒川町町民課住民協働担当 亀井、熊倉

電話 0467-74-1111 内線 172

FAX 0467-74-5613

Mail kyoudou@town.samukawa.kanagawa.jp



寒川のまちづくりに向けたアンケート

まず、寒川町自治基本条例についてお聞きします。

1 寒川町に自治基本条例が定められていることを知っていましたか。

- ① 名称だけ知っていた。
- ② 町民と町が協働してまちづくりを進めるということなど内容もある程度知っていた。
- ③ 知らなかった。

この条例では、町はまちづくり活動を行う団体に対して活動に有用な情報の提供等の必要な支援をすることになっています（条例第23条 資料15ページ）。

2 町からあなたの団体の活動に必要な情報は、伝わっていますか。

- ① 伝わっている。
- ② 十分伝わっていない。
- ③ 活動上それほど必要でない。

3 前問で②の場合、その主な原因は何だと思えますか。

- ① 資料は作っているが広報紙やホームページなどで提供されていない。
- ② 町に情報はあるが、それが資料として作成されていない。
- ③ わからない。

4 町から提供された方がよいと思われる情報（資料）がありましたらご記入をお願いします。

[]

いま、町民の町政への参加の権利を保障するものとしてパブリックコメント（重要な計画などの策定、実施するときに町民の意見を求めること。条例第24条 資料13ページ）や審議会等への公募委員としての参加（条例第21条 資料12ページ）などが制度化されています。

しかし、町民の意思を直接確認する手段としての住民投票条例（条例第24条 資料16ページ）は定めることになっていますが、まだ定められていません。

5 そこでお聞きしますが、貴団体としては次のどの考えに近いですか。

- ① 町が他に優先してやる可能性があるということなら、定めると決まっても住民投票の制度化は先に延ばしてもよい。
- ② 今後、町民の意思を求める案件が出ないとも限らないし、町として決めたことであるから住民投票ができるようにしておいた方がよい。
- ③ わからない。

また、町民と町が適切な役割分担のもとに協力しあい、魅力的で住みよい町とするため、次のまちづくりの指針が定められています。

まちづくりの指針（条例第5条 資料4ページ）

- 1 子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり
- 2 子育て環境の整ったまちづくり
- 3 歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり
- 4 豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり
- 5 地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり
- 6 保健と福祉の充実したまちづくり
- 7 産業が発展し活力のあるまちづくり
- 8 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

そこでおたずねしますが、

6 魅力的で住みよい町とするため、上の1から8までのうち何番が一番重要だと思いますか。一番重要と考えるまちづくりの番号を1つ記入してください。

一番重要と考えるまちづくりの番号（ ）

7 そのほかで関心のあるまちづくりはありますか。上の1から8までの中からお選びください。

関心のあるまちづくりの番号（ ）（複数選択可）

8 貴団体の活動分野は上の1から8までのどの番号に該当しますか。

貴団体の活動分野（ ）（複数選択可）

9 前問で選ばれた関心のあるまちづくりについて声かけがあった場合、他の団体のみなさんと一緒にまちづくりにかかわってもよいと思いますか。

- ① 既に他の団体と連携して活動している。
- ② 連携して活動してみたい。
- ③ 関心はあるが連携するかどうかわからない。

10 また、関心のあるまちづくりについて、町の担当者から町や他の団体と連携、協力して活動をお願いする場合、町の担当者が気を付けること、あるいは配慮してもらいたい点がありますか。

① ある。具体的に

② 特にない。

③ わからない。

11 ところで、魅力的で住みよい町とするためのまちづくりに、町民みんなで取り組む雰囲気が町内にあると思いますか。

① あると思う。

② あると思わない。

③ わからない。

12 前問で①又は②の場合、それはどんなときに感じますか。

具体的に

13 町民が、まちづくりにつながる地域の活動にさらに参加しやすくするために、町はどのような支援やとりくみを行うべきと考えますか。

特に重要だと思うことに2つまで○をつけてください。

① 地域活動リーダーの育成や知識修得セミナーを実施する。

② まちづくりを行っているグループ、団体の情報を集め情報として提供する。

③ 会合の場所を確保できるよう支援する。

④ 活動上で困っていることを解決してくれる専門家を紹介する。

⑤ 先駆的な取り組みを行っている活動への財政的な支援を行う。

⑥ 町が持つまちづくりの課題などの情報をわかりやすく広報する。

⑦ その他 具体的に

14 あなたの団体が、活動していくうえでいま困っていることで、町が支援すべきと思われるものがありますか。

- ① 町の支援があっても良いと思うものがある。
- ② 特にない。
- ③ わからない。

15 前問で①の場合、町の支援があっても良いと思うものは何ですか。

具体的に

最後におたずねしますが、

16 現在の財政状況下、新たな「町民活動支援センター」のようなハコものを作るより、いま町内に3つある公民館を活用して町民をはじめ町内のいろいろなグループや団体が連携、協力してまちづくりが展開される拠点としたらどうか、という意見があります。

そこで3つの公民館をまちづくりを推進する拠点とすることについて、賛成、反対あるいはまちづくりを推進する拠点とする場合に何か注文したいことがありましたらご意見をお願いします。

- ① 賛成
- ② 反対
- ③ わからない

ご意見（具体的に）

～最後までアンケートにご協力いただきありがとうございました。～

今後、お知恵の拝借などご協力をお願いする場合がありますので、そのご連絡のためによりしければ団体名及び連絡先のご記入をお願いします。

団体名 ()

代表者連絡先（住所・電話・メール）

第3期まちづくり推進会議委員から提出された意見・アイデア

行政情報の町民への提供方法と体制整備について	
提出のあった意見・アイデア	備考
<p>(参考) これまでの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町政に関心がないという現状は、町の情報が伝わっていないからだ (前委員) ・ すみよいまちづくりアンケート 広報の調査結果 (平成24年1月) 問17~21 	
<p>情報未伝達と体制整備</p> <p>1 例えば、下記の①から⑤までに掲げる行政情報は全町民に伝わっていて良い情報だが実情は伝わっていない。比較的新しい提供手段である住民説明会は参加者が少なく、町のホームページからの情報入手割合は余りにも低い。</p> <p>そこで、必ず各家庭を回る自治会の回覧板を活用するシステムによるのが現実的である。具体的には、</p> <p>定期的に町民に提供するペーパー (行政情報) としては、毎月自治会長連絡協議会へ町から情報提供している次第に手を加えたものを会員まで流してもらうようにする。(自治会によっては復命が徹底されているようだが会長どまりのところもある。自治会費を徴収しているし、町からわずかだが補助金も出ているので協力が得やすいのではないかと。また自治会加入率のUP効果も期待できると思う。)</p> <p>回覧板に載せる資料とするため、毎月、自治会長連絡協議会に町が用意する次第の各項目に若干説明を加え、これを回すことにすれば会長の負担も軽減できるし、町の意図が正確に伝わる。</p> <p>要は町から情報源情報が提供されるだけでも良い。詳細資料はホームページで提供したり、又は各課で持っていればよい。</p> <p>不定期に提供する資料 (行政情報) として (毎月の広報紙に掲載したものを除く。)</p> <p>① 住民説明会資料 (例えば、財政状況説明会、都市計画決定のために行った説明会 (該当自治会を対象でも可)、議会説明資料のうち全町民に将来相当な負担を求める事業に係るものなど</p> <p>② パブコメの内容を要約し説明している概要部分</p> <p>③ 行政計画の広報版又は要約版</p> <p>④ 介護保険の決算報告</p> <p>⑤ アンケート結果 (例えばすみよいまちづくりアンケート)</p> <p>以上のようなことを要綱等で定め、システム化することで情報提供体制を整備したらいかがか。</p>	

<p>2 自治会の集まりで自治会長から町の取組みなどの説明があるが、審議会の結果や議会報告と自治会での自治会長の報告は説明不足になっていると感じることがある。自治会長に対する町の説明に問題があるのかもしれない。町は何を住民に伝えて欲しいのかをきちんと整理して自治会長に説明報告していただきたい。</p>	
<p>説明会</p>	
<p>3 職員の方がいろいろな集まりの場に出かけ、資料をもとに意見交換することで町民の理解が深まるのでそういう機会を多くしていただきたい。</p>	
<p>4 環境課が、自治会で説明を行ったが、職員が直接足を運び、住民に説明することも必要だと感じた。あまり参加しない説明会を開催するよりも、発想を変えていくことが求められている。</p>	
<p>広報・インターネット</p>	
<p>5 「広報さむかわ」は寒川町全戸、全事業所へ配布されており、情報の伝達ツールとしては非常に良いものである。</p>	
<p>6 広報紙によって情報を知り得ようとしていることは評価に値するが、月に1回で十分との回答は、反面内容に満足していないということの意味している。</p>	
<p>7 すみよいまちづくりアンケート結果からみて、広報は月1回の発行とし、内容は行政情報・政策情報を主とし、読みやすい文面に工夫し、イベント情報は参加したくなるような文面にイラストなどを挿入したページにする。</p>	
<p>8 広報から情報を得る方が一番多いが、若い方達はインターネットから情報を収集することが多くなっているのでインターネットでの提供も更に検討する必要がある。</p>	
<p>9 関心がないという日本人全般に共通している空気は、寒川も例外ではない。結構な量の情報は出されているが、一種のミスマッチで、発信側の1人よがり、思い込み、受け手側の当事者意識の欠如に起因している。</p> <p>広報は4割（インターネットを利用していない世帯がまだ多いので情報提供の手段としては必要）、インターネットでの提供は2.5%から4.7%と増加しておりこの傾向は続くと見通せるので必須である。</p> <p>ケーブルテレビの再開について、150人が必要と回答している。今後、まちづくり関連の事業や会合、集会等が実施された場合、町民全体に伝播を広げるための有効な手段になる。</p>	
<p>10 審議会、協議会だよりのコラムを設け、委員に記事を書いてもらうことでいどりと町政への関心UPを図る。</p>	
<p>11 町民、町、事業者、コミュニティ、町民活動団体の10人位で広報を評価する委員会を組織し意見を次の広報づくりに活かす。</p>	

12 寒川町のホームページは町民が「見よう、知ろう」といった意識がないと見ないし、回覧板は手間や自治会に入っていない人の目に触れないという問題があるが、色々な手段で状況提供をしていくのが良い。

媒体によらない情報提供

13 パラドックスになるが、町民の内心に耳を立てる町政を遂行することによって、結果的に「行政の情報が提供される」ことになる。具体例をあげると、パブコメの回答内容は「木に竹を接ぐ」感を否めない。町民との直接的なコミュニケーションを図るまたとない好機であるのにみすみす逃している。パブコメ者の提言内容に対して、取り上げられない背景や現状、根拠等を明確に伝え、誠意の表れた対応をすることによって「行政の情報を提供する」ことになる。「作成した原案は絶対変えない」という思いが背景に見え隠れしていて、周知徹底したというアリバイ作りのパブコメに映っていることが情けない。これらのことによってパブコメで意見を述べた者には町政への対立的な感情が湧き起こり、ウインウインの関係を築けなくなっている。「税金に見合ったサービスができる町政」実現のために細やかな対応、配慮が必要になる。この繰り返しの結晶が町民への情報提供を太くすることになる。急がば回れである。町民の論理を町政に反映しようとする行政パーソンが増えることが、この課題解決の近道になる。

「町民の心音を感じ誠実な行政の実践が、町民の心を掴む」
できること、できないことを明確に説明できる町政執行の展開を
従来の仕事の進め方から脱皮して意識改革を

その他

14 以下は、まわりの人に聞いてみた結果です。

- ・奥さんがある説明会を受けたが、その後のサポートがなく自然消滅してしまった。これでは期待が持てない。
- ・広報についてだが配りっぱなしになっている。（サポートがない。）
- ・ゴミに対する住民に対しての指導を強化するべきではないか。
- ・自治会に入っていない人のゴミ出しのルールが行き届いていない。自治会に入っている人達でも移転してきた場合や心持の問題で守らない場合があるようだ。指導の必要性を感じる。
- ・アパートに住む人達のゴミの出し方が揃っていない気がする。
- ・ゴミ出しに関する悩みは多い。定期的に住民調査を行えばどうか。
- ・住民税を払っているのに還元されている実感がない。

第3期まちづくり推進会議委員から提出された意見・アイデア

条例を町民に知ってもらう工夫と職員への意識づけ	
(参考)	<p>これまでの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの町民に認知されていないのでどうすれば多くの人に条例を知ってもらえるのか、理解してもらえるのか又は関心を持ってもらえるのかをやらなければいけない(前委員) 団体の役員が理解してそれを各団体に帰ってPRすることで構成員の条例への理解や問題提起が起こるはずだ(前委員) 町が自治基本条例にあまり取り組めていないのが実態(前委員) すみよいまちづくりアンケート 住民自治についての調査結果(平成24年1月) 問9~12
提出のあった意見・アイデア	
町民に知ってもらう工夫	
1	<p>町長への手紙など行政に寄せられた事例と回答のうち、協働のまちづくりに関係する良い事例を幹事会で選定して、毎月の広報に掲載する。その際寄せられた意見の回答で条例の該当する条文をなるべく利用するようにすれば、条例を知ってもらうことにつながる。</p>
2	<p>広報等に自治基本条例の条文の一部を継続的に載せて、その条項条文の主旨、意味合い等、詳しく、丁寧に、解りやすく、受け手側が理解しやすく解説し、地道に広まっていくことを目指す。</p> <p>各自治会単位で、地域の課題ややりたい事等なんでも出し合って、自分達の事は自分達で、地域の事は地域での意識づけを育むこと。</p> <p>顔を合わせる、話し合う、気づき合うことで、「隣は何する人ぞ」といった近所関係からみんなで見守り合う関係へ。</p>
3	<p>拙速に「条例」を印刷物の配布で図ろうと焦ることは不要。誠実に町民の声を聞く町政を日々実行したならば、条例の履行をしていることになり、じわじわと町民に伝わることは間違いない。</p> <p>まず心掛けることは、町民の声や思い、アイデアを多様なチャンネルで捉えること。聞いた町民の声や思い、アイデアを町役場職員の英知を絞って企画に組み込めるように練り、町政に反映、執行させることである。</p> <p>町民の声や思い、アイデアを生かした町政の実行を繰り返すことが、条例を意識した町民が出現し育ってくる。例えば、各種審議会や協議会が設置されているが、それぞれの審議会や協議会で議論された内容や提言を、どのようにして有機的に町政に活かそうとしているかが、不明。各種審議会や協議会に公募の町民を入れているので「町民の町政への参画」になっているなどと短絡的に考えていたならば条例を知ってもらうことはおぼつかない。</p> <p>また、「住民投票に関する条例の制定」を先送りするのではなく、早急に整備、</p>
備考	

策定することが、条例を町民に知ってもらうことと職員への意識づけに最も効果的である。
4 条例はほとんどの町民に知られていない。町民に関心が喚起されていないことと広報やPR不足が原因。
5 認知度が低いのであれば誰にでもわかるよう理解しやすくすべき。
6 条例を単に知っていればいいわけではなく協働のまちづくりと町政それぞれへの参加なので、情報提供以外にも双方に関心を持ってもらう手段をいろいろ構ずる必要がある。 いまさら条例のパンフレットは費用対効果上問題がある。 既にまちづくり活動団体に対しては条例を送付するので残るコミュニティへの工夫として、町内23ある自治会の役員に対して、参加、参画の課題、町の取り組みや責務に対する認識や課題そして解決策につながるアンケート調査を行うことで条例内容、目指すところ等を理解してもらう。また、他審議会の委員に対しても一緒にやっていただくこともよい。
7 団体の役員が理解してそれを各団体に帰ってPRすることで構成員の条例への理解や問題提起が起こるはずだという前委員の意見があるが、町も委嘱に際し何を期待しているのか明確にして委員の推薦を団体にお願いすべきである。 税金を使う以上、すべての審議会で明確にしていきたい。
8 財政状況説明会を町と推進会議との協働で人数を集めてパネルディスカッションで行うことはどうか。財源不足に対し、協働を踏まえていろいろなアイデアも出るような方法も可能だし、町の説明や状況の理解も深まるはず。
職員への意識づけ
9 まずは、職員だと思う。職員が町民協働・町民参画とは何か、なぜ必要なのかを理解することで、仕事への取り組み方が変わってくると思う。これが進めば、町民になぜ条例があるのか伝わるような対応になり、それだけでも町民の意識が変わるはずである。
10 職員の意識レベルを上げることが先決。
11 職員で条例に全文目を通していている者はごく少ないと思うので、アンケートの実施で意識づけを図る方法が良いのではないか。 考えられる項目としては、公募委員、パブコメの評価と課題、町サイドの責務関連などが考えられる。
12 研修は、普通の研修ではなかなか協働に関わるという職責に適う行動につながらないので、例えば活動団体と職員をジョイントするような両者を一体にした研修の実施とか一工夫が肝要。
13 幹部職員である各部長に条例の必要性、今後展開していく協働事業などをインタビューし、それを職員あるいは町民に回覧する。

第3期まちづくり推進会議の委員から提出された意見・アイデア

その他推進会議で取り組むべき協働をテーマとした事業について	
(参考)	<p>これまでの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働をテーマにして「なるほどこれが自治で、自治基本条例なんだ。」ってことがわかるような事業をやってみたらどうか（前委員） ・ 協働を実感できる具体的事業に取り組むべきだ（前委員） ・ すみよいまちづくりアンケート 住民自治についての調査結果（平成24年1月） <p>○ 具体的な事業については①まちづくり事業の名称、②事業の概要、③想定する事業主体、④期待するまちづくり推進会議構成員の役割、動き方、⑤町にはどういう関わり方を求めるか などを記入してください。</p>
提出のあった意見・ アイディア	
対応方針案	
1 「まちづくり」という命題で「協働」がテーマでは、範囲が広すぎ、意見がまとまらない。しかし、現状の問題点、課題、今後の町づくりを考え、「○○」について具体的な事業を行ってはどうか。○○は何でも良くてやってみたら、反省点や課題が見つかったり、○○より△△について事業をすべきだというような意見が出てくるはずである。	今後具体的な案が提出されれば幹事会で対応を検討する。
<p>2 「ゲートボールに参加しワイワイ賑やかに楽しんでいるお年寄りが多い町」、「囲碁や趣味にコミュニティーホールが老人で熱気ムンムンの市」、これらの市町村医療費公的負担が極端に減少したとの報道がある。と同時に、介護を受けるお年寄りが減ったとも伝えている。この事実は何を意味しているのだろうか。お年寄りが生きがいを持って生活することの大切さを語っているといえるだろう。超高齢化、超少子化が続くことから今までの水準を維持した行政執行履行は、今後さらに困難を極めると思われる。</p> <p>協働のまちづくりの一環として、65歳以上で元気で気力のある人をボランティアで行政サービスに取り込む制度作りに取り組むべきである。経験豊かで元気な高齢者の方々の能力や慧眼を無償で発揮できるシステム作りが、新しい日本の文化になるであろうし、寒川町の文化にもなる。その在り方の発掘、開発が急務である。</p> <p>これらの仕組みを構想し、実現システムのアイデアに智慧をしぼることが協働によるまちづくり推進全般を検討する有効な方策の一つの柱となったり、議論の触媒的な役割になったりする。</p> <p>スローガンや掛け声だけでは実行に移せない。変化を求める勇気をもたなければ飛躍はない。それが、「町民皆の居場所をつくる」ことになり、「地域が必要な人を出現させる」ことになる。</p> <p>「肥やしとなるべく高齢者の生きがいの姿とかたち」 ——行政と高齢者の協働体のありよう—— 町と住民参加(NPO等)のコラボで町政の執行を。</p>	アイデアを町民にわかりやすく提案し、ボランティアとして参加を求めているために、構想を作成する必要がある。このため自主的な研究部会(プロジェクトチーム)を設置する。

<p>3 推進会議が取り組むまちづくりの協働事業はいろいろな分野の審議会、協議会と競合を避けつつ、先導的なまちづくり事業とする必要があり、また全町的に町民の参加が期待できるものが望ましいので、明るくて楽しさのある①ハロウィン（仮装）事業を提案する。</p> <p>最終的には4つの小学校区で展開をするが、手始めは今年度実施した南小学校区で実施したらどうか。</p> <p>② 仮装した子ども達が学校から各地域に帰ってきて、地域内のお菓子をくれる家を回るものだが、ルートの要所要所でおじいちゃんおばあちゃん大人が拍手で子ども達を迎えるというもの。</p> <p>③ 町長部局（協働担当）、教育委員会、推進会議等の協働事業として実施する。</p> <p>④ 実行委員会の構成員となり事業企画、実施等相応の役割を分担する。</p> <p>⑤ それほどの予算はかからないと思うが予算措置をし、担当職員のモチベーション及び活動を支援することが条件となる。</p> <p>要は協働のまちづくりが軌道に乗るまでは町当局が先導的にモデル事業等で汗をかき、見せなければダメで、町民まかせでは魅力的で協働する寒川町の実現は道が遠い。</p>	<p>町からの回答を踏まえ幹事会で対応を検討する。</p>
<p>4 「なるほどこれが自治で自治基本条例なんだってことがわかるような事業をやってみたらどうか」、「協働を実感できる具体的な事業に取り組むべきだ」という意見に対応する事業として、</p> <p>①及び②</p> <p>現在、指導的地位に女性が占める割合を30%以上とするポジティブ・アクション（積極的改善措置）を国が進めているので今後自治体の議会でも導入の動きが出てくると思われる。</p> <p>そこで、全国に先駆けて寒川町議会で条例化し、実現できれば町のステータスの向上等いろいろなプラス効果が期待でき、町政参加の推進にも資することからさむかわ男女共同参画プラン推進協議会の賛同が得られるのであれば両者でプロジェクトチームを組織し、協働して研究し、成果を町議会に提言することを目的とする。</p> <p>③ まちづくり推進会議とさむかわ男女共同参画プラン推進協議会の協働事業として実施する。</p> <p>④ まずは情報収集がメインの仕事なので国等にも出かける時間的余裕のある委員でプロジェクトチームを構成し、中間段階でパネルディスカッションを実施することになれば全委員の協力が必要となる。</p> <p>⑤ プロジェクトチームの事務局として機能することを町として容認するとともに、職員の出張旅費等若干の予算措置が必要となる。</p>	<p>会長名で4及び5についてさむかわ男女共同参画プラン推進協議会に協議依頼し、賛同が得られるのであれば自主的な研究部会（プロジェクトチーム）を設置し、研究していく。</p>

<p>5 あらゆる政策意思決定の場に女性の参加比率30%を政府から各自治体へ努力義務として出されているので、町としてこのことにどのように取り組もうとしているのか、全く見えてこない、ぜひ公表してほしい。</p> <p>秦野市では市議会基本条例第4章市民と議会の関係第8条(1)男女が等しく議会に参画し、政策等を提案する機会を確保することができる環境の規定で</p> <p>「他の先進国の多くは、政治や行政の場で男女共同参画のための様々な(クオータ制・パリテ法)制度を導入し、女性の管理職の割り当てや男女同数制などの積極的改善措置を行っています。そのための環境整備に努める」との条文を設けている。</p> <p>市民に対して誰にも議員として活動する機会のある開かれた議会であることを誰もが議会に参画できる環境整備に努めることとしている。</p> <p>寒川町では他市町村に先がけて「202030プラン」を宣言することで町の先進性をアピールすることにもなる。</p>	
<p>6 災害に対する強いまちづくりをテーマに連絡網の徹底、河川の強度、各々の役割を十分に把握する必要性、部署を移動した時点で後任に十分現状を伝達することなどを検討していく。</p>	<p>重要なテーマであるが、既に自治会単位で取り組みが行われているのでまかせることとしたい。</p>
<p>7 昨年の花火大会はとても素晴らしいものでした。町民の一人一人が関心を持っていたと思う。行政も広報車など協力できることで協働のイベントに拡大していくべき。</p>	<p>町に伝えていくこととする。</p>
<p>8 首長も職員も議員も町民も、お互いに知恵を出し合い、話し合うことができるようにならなければ、新しい1歩につながらない。これまでに様々な会議に参加している方達は、私自身も含めて前例や慣習にとらわれていることも多いと感じる。</p> <p>まちづくり推進会議は、町民の町政への参加を進めるために、新しいことを恐れずに会議が進められるようにすることで、次につながっていく。この会議が町民へフォーラムのようなものを開催してもよい。学識経験者(会長)や自治体の職員、先例自治体のまちづくり推進会議と同様の委員会の方に参加してもらうことで、町民も委員も視野を広げて考えることができるようになる。</p>	<p>町政への関心を高め、推進会議の存在を知らせる効果もあるのでふさわしいテーマが提案されれば幹事会で具体化に向け検討していく。</p>

町政への参加について	
(参考)	<p>これまでの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どういうことを変えていくべきか具体的な提言をする必要がある ・ パブコメはもっとわかりやすく意見を出しやすいようにすべきだ(前委員) ・ 割り当てで出ている委員の中には1度もしゃべらずに終わる人もいる(行革委員) ・ 公募委員の割合が他市町に比べてものすごく少ないのは問題だ(行革委員) ・ 公募委員については規則があるが、団体推薦には決め事がない。推薦母体も出てくる委員も同じ団体・人ばかりである。委員構成を学識と公募のみにするなど、公募を増やす方向で見直す必要がある。(第1期推進会議からの引継ぎ事項)
提出のあった意見・ アイディア	
パブリックコメント	対応方針案
<p>1 条例で定められているからパブコメをされると思われるような方法だから意見が出されず、なかなか町民の町政への参加が進まないということを職員が自覚することが大切。</p> <p>本当に意見を求めたいのであれば、町民に伝わる方法で、また各種団体へお願いをするくらいの努力が、いまの寒川町には必要。</p>	<p>これまで問題点を指摘する意見はあったが、推進会議として提言していないので来年度自主的な研究部会(プロジェクトチーム)を設置し、改善策を検討し町長へ報告することとする。</p>
<p>2 パブコメは、どのようにするものなのか「わからない」、「知らない」という人が多いので広報活動が必要。</p>	
<p>3 パブコメはとにかく難解。とても普通の町民が取り組めるものではない事がわかった。回答数が少ないこともうなずけた。</p>	
<p>4 本推進会議では、年度末に例年パブコメの実施結果の資料をもとに審議が行われているがパブコメを評価し、町民の参加を促進するにはパブコメに供された計画案も見必要がある。</p> <p>ちょうど今、パブコメに3件がかかっているので計画案を入手しておき、評価の際の資料とすべきである。</p> <p>また、町民の参加の権利が保障されているかどうか等も評価の対象と思うのでパブコメにかけなかった事案とその理由も資料として提出していただきたい。</p>	
公募委員制度	公募委員制度
<p>5 この度の推進会議第3期公募委員が定員に満たず、1年以上遅れてスタート。このことは議会・行革委員会等でも問題になりました。今後、このような事態を招かないためにも規定の見直しが必要。</p>	<p>度についても依前から同様に意見があり、今回委員からも意見が提出されている</p>
<p>6 割り当て委員の数を減らすと共に、団体の代表として他の委員会や協議会に同一人が出席するのではなく、各団体の役員が手分けして任務に当たるべき。</p>	
<p>7 公募委員の2期連続を禁じているが、委員会の性質上むしろ、継続性が大事なポイントなので連続して務めることを認めるべき。</p>	

8 公募委員の応募が少ないことは、どこに問題があるのか町としても考えるべき。	ので、この意見について
9 公募の方の割合を増やし、見直しに賛成。	上記部会の中
10 「委員構成を学識と公募のみにするなど、公募を増やす方向で見直す必要がある」と第1期推進会議からの引き継ぎ事項にあります。今後難しい課題が出て来ると思うので、学識者と熱心に活動してくれる公募委員を増やす方向で見直すよう今回提言すべきである。	で検討し、その結果を報告していくこととする。
<p>11 広報1月号に公募委員の募集が載っているが、これによると公募委員となるには、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町に1年以上在住か在勤または在学の満20歳以上であること (2) 任期開始日時点で、町のほかの審議会等の委員でないこと (3) 行政機関の職員または町議会議員でないこと (4) 任期開始日までの5年間に今回応募する審議会等の公募委員を務めていないこと <p>この4つのすべての要件を満たさなければならないとなっている。しかし、よく見ると住民投票の18歳ではなぜいけないのか、専門知識の豊富な国のベテラン職員の応募をなぜ排除するのか、5年の間をおくのはなぜなのか等の疑問が生ずる。また各審議会に登用する公募委員の人数の決め方についても判然としない。そこで、これらについて当局の考え方を求め、町民の町政参加権を理由なく制限していないかどうか評価し、必要とあれば是正方を提案する必要がある。</p>	
12 公募委員制度は、町民と自治基本条例（町政）の乖離を避ける3本の1つという町当局の議会での発言もあり、また町政に関心の強い町民の存在は主体的なまちづくり上、プラスとなるので現在の各種委員について他自治体の情報を収集し、公募委員を増やす方向での対応を求めたい。	
<p>その他</p> <p>13 行政パーソンがどれだけこの課題解決を意識しているかが「解」になる。特効薬があるわけではない。定年を迎え65歳以上の方々が急増する現実を鑑みて、これらの層をどれだけ町政に参画させられるかの、企画や受け皿作りがキーポイントである。</p>	構想づくりの一貫での対応とする。
<p>14 町政に積極的に、または頼まれて参加している方は、ある程度決まってきたのが現状。新たな参加を広めるためには、なぜ町政への参加なのかを伝え続けることが大切。</p> <p>会議等に慣れていないと、自分の意見だけに時間をかけてしまうことや他者の意見を否定するなど、会議がスムーズに進まないことがあるので会議運営を学ぶ場を検討していただきたい。</p>	町に伝えていくこととする。

<p>15 自治基本条例 第20条5項で「町づくりに関する施策、事業等の提案があった場合は公表すること」となっており、この提案は推進会議でも把握しておくべきものと思うので、まちづくり推進会議幹事会毎にその間の事例と回答を報告してほしい。</p>	<p>町に要請していく。</p>
<p>16 これまでの推進会議で委員の皆さんからいろいろな提案をしています。これに対し検討した町の考え方が判らない状況では新たな提案は出来ない。 そこで、1年間の総括として次回の幹事会において、これまでの議事録から町に回答を求める提案を選んで頂き、それについて町の考え方を資料で出していきたい。</p>	<p>幹事会で要請済。</p>
<p>17 割り当てで出ている委員の中には一度も話さずに終える人もいるという辛辣な意見がありますが、意見を言えるような雰囲気づくりをされていたのでしょうか。</p>	<p>町に伝えていくこととするが、委員に期待することを明確にしておくことで、このような状況を避けることにもつながるので併せて要請していく。</p>
<p>18 財政、経済、教育、介護といった難しいことは町にやらしてもらえば良いといった、おまかせ民主主義から住民主体の自治へ変わるためにはショック療法も必要。 住民投票条例の制定は、庁舎の建て替え、新幹線新駅の誘致、総合福祉センター計画等、住民に是非を問うことはかなりあるので、政策決定に参加することで関心を高める方法として必要である。</p>	<p>来年度住民投票条例を研究する勉強会へ情報として提供する。</p>
<p>19 12月議会のまちづくり推進会議をめぐるやりとりで議員、町当局から過度とも思える期待が私達にかけている。 そこで、この期待にいささかなりとも応えていくためには、今回の議論のテーマとなっていた町民の参加（参画）を推進していく上での課題を洗い出し、改善策の提言につなげていく検討体制が必要である。 また、場合によっては、外部の有識者の知恵も借りながら検討を進めていく方が効率的なケースもあるので職員の出張旅費、謝金等の予算措置をお願いしたい。</p>	<p>自主的な研究部会（プロジェクトチーム）を設置するとともに町へ要請していく。</p>